㈠　盛土の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠～㈠は同一工事でなくてもよい。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成18年４月１日以降に上記㈠～㈠に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成18年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㈡　掘削又は切土又は盛土の施工実績を有すること。

なお、平成18年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。

なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。また、本工事に申請できる専任補助者は１名のみとし、専任補助者を２名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　会的要請への対応に関する施工計画

本工事箇所の周辺には小学校などの公共施設、病院及び家屋が立地している。また、オンランプ及びオフランプの一般交通を通行させながら本線土工を施工する必要があり、社会的要請への対応に特に配慮が必要であることから、以下の「社会的要請への対応に関する施工計画」を評価項目とする。

○施工箇所周辺には、小学校、幼稚園、病院及び家屋が立地しているため騒音対策に十分留意する必要がある。

○補強土壁及び盛土施工にあたっては、一般交通への安全対策に十分留意する必要がある。

②　生産性向上に関する施工計画

東広島バイパスは令和４年度中に供用予定であり、施工中のリスクも考慮すると、工程短縮は重要であることから、以下の「生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○供用までのスケジュールを考慮すると工程短縮が重要であることから、施工の効率化を図る現場の工夫が必要がある。

⑵　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「社会的要請への対応に関する施工計画」及び「生産性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者に電子くじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

E-mail　keiyaku-koji@cgr.mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

１）入札説明書は、令和３年９月10日から令和３年12月９日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム　https://www.e-bisc.go.jp/

２）電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和３年９月10日から令和３年12月９日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

E-mail　keiyaku-koji@cgr.mlit.go.jp

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

３）歩掛見積書作成に必要な参考資料等：歩掛見積書作成に必要な歩掛見積参考資料（参考図、見積条件等）を本工事の入札説明書と併せて配布する。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵１）と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵２）の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、メール等にて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡担当者名